

令和 8 年度青森県介護事業所等及び介護施設等に対する
サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 県は、物価上昇等の中でも、食事の提供等の介護サービスの円滑な継続を図るため、県内の介護サービス事業所・介護施設等が令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和 8 年 3 月 27 日老発 0327 第 2 号厚生労働省老健局長通知（以下「国通知」という。）別紙 1）及び令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱（国通知別紙 2）に基づき行う、設備・備品の購入及び食料品の購入などの介護サービス継続事業に要する経費について、令和 8 年度予算（令和 7 年度からの繰越分を含む）の範囲内において、青森県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱（令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）の国庫補助について（令和 8 年 3 月 27 日厚生労働省発老 0327 第 2 号厚生労働事務次官通知）別紙）及び青森県補助金等の交付に関する規則（昭和 45 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業所及び補助対象者)

第 2 補助の対象となる介護サービス事業所・介護施設等（以下「補助対象事業所」という。）は、別表のとおりとし、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業所を運営する者とする。

(補助対象経費、補助基準額及び補助金の額)

第 3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助基準額は別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない額（ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の合計額とする。

(申請書等)

第 4 規則第 3 条第 1 項の申請書は、第 1 号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業所・施設別申請・精算額一覧（別添1－1）

(2) サービス継続支援事業に関する事業実績報告書（事業所・施設単位）
（別添1－2）

(3) 振込口座が確認できる書類（通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の写し）

3 第1項の申請書の提出期限は、令和8年10月30日とする。

（補助金の交付の条件）

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合において、青森県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出して承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、青森県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出して承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、財産管理台帳（第4号様式）その他の関係書類を作成し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(6) 規則第19条本文の規定により、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

(7) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、領収書等を備え付け、これらを令和9年4月1日から

5年保管しておくこと。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

（実績報告）

第7 規則第12条の規定による報告は、申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、精算払とする。

（補助金の請求）

第9 補助金の請求は、青森県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金請求書（第5号様式）を知事に提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第2、第3関係）

（単位：千円）

			介護事業所等に対するサービス継続支援事業		介護施設等に対するサービス継続支援事業
			（1）介護サービスを円滑に継続するための対応	（2）災害備蓄等への対応	
助成対象事業所・施設			気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等	介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等（運営基準において食事の提供をしなければならないと規定される施設等）
補助基準額	事業所・施設等の種別（※）				
	1	同一建物減算の算定がある事業所	上限200 /事業所		—
	2	訪問介護	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	上限300 /事業所	—
	3	事業所	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	上限400 /事業所	—
	4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	上限500 /事業所	—
	5	訪問入浴介護事業所	上限200 /事業所		—
	6	訪問看護事業所	上限200 /事業所		—
	7	訪問リハビリテーション事業所	上限200 /事業所		—
	8	通所介護	1月あたり延べ利用者数300人以下	上限200 /事業所	—
	9	事業所	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	上限300 /事業所	—
	10		1月あたり延べ利用者数601人以上	上限400 /事業所	—
	11	通所リハビリテーション事業所	上限200 /事業所		—
	12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	上限200 /事業所		—
	13	福祉用具貸与事業所	上限200 /事業所		—
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	上限200 /事業所		—
	15	夜間対応型訪問介護事業所	上限200 /事業所		—
	16	地域密着型通所介護事業所	上限200 /事業所		—
	17	認知症対応型通所介護事業所	上限200 /事業所		—
	18	小規模多機能型居宅介護事業所	上限200 /事業所		—
	19	認知症対応型共同生活介護事業所	上限200 /事業所		—
	20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	上限200 /事業所		—
	21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	上限200 /事業所		—
	22	居宅介護支援事業所	上限200 /事業所		—
	23	介護老人福祉施設	上限 6 /定員		上限18 /定員
	24	介護老人保健施設	上限 6 /定員		上限18 /定員
	25	介護医療院	上限 6 /定員		上限18 /定員
	26	地域密着型介護老人福祉施設	上限 6 /定員		上限18 /定員
	27	短期入所生活介護事業所	上限 6 /定員		上限18 /定員
	28	養護老人ホーム	上限 6 /定員		上限18 /定員
	29	軽費老人ホーム	上限 6 /定員		上限18 /定員
補助対象経費			介護サービスを円滑に継続するために要する以下の経費 【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】 ア、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ、ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】 ウ、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 エ、業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーベット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、加熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費 【補助対象外経費】 ・取得費用が50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費 ・研修等の実施費用 ・外部事業者への委託経費 ・設置工事費用 ・建物等の修繕費用 ・その他本事業の趣旨的に沿わない経費	災害発生時にサービス提供体制を維持するために要する以下の経費 【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】 ア、飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ、ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ、衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ、簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ、その他災害への備えとして必要と認められる経費	食材料費、食事の準備の委託費・外注費

※通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断し、10月以降に開設した事業所は、開設から3か月間の平均により判断すること。
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点のものとす。
なお、令和7年4月2日以降に開設した施設等については開設日時点の定員とする。
事業所・施設等について、指定等を受けているが、申請時点において休止中の事業所・施設は補助対象外とする。
各介護予防サービスは助成対象に含まない。
介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は助成対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない